日本国憲法の改悪と06教基法の具体化を許すな! 教え子を再び戦場に送るな! 自衛隊はイラクから撤退せよ!

# 県高支部ニュース No. 9

兵高教組神戸県立支部 神戸市中央区北長狭通 5 - 2 - 1 0 TEL/FAX 078-351-3252 支部ニュース投稿先:県高支部E-mail: ken\_koube@yahoo.co.jp 兵高教組 H P:http://www.hyogo-kokyoso.com/

# 人権は国境を越えて守られねばならない

6日、私学会館において「言論・表現の自由と私たちの権利を考える兵庫のつどい」が開かれました。 言論・表現の自由を脅かす「言論表現6事件」が紹介され、弁護士 藤原精吾さんが以下のように述べました。

63年前までは検閲制度があり、法律に基づいて、国体を変革するために、本を 読んだり、貸したり、カンパをしたりすることはすべて刑罰の対象であった。しかし 現在は憲法で思想・信条の自由が保障されているので、ビラや新聞の内容では取り締 まれない。そこで、住居侵入、業務妨害、国家公務員法違反で逮捕している。ピザ屋 さんのビラを配っても逮捕されないのだから、ビラや新聞の中身で判断しているとし か言いようがない。たとえ容疑が晴れても、40日も70日も拘束するのだから見せ しめとしか言いようがない。

自衛隊情報保全隊の国民監視事件が1年前の今日発覚した。監視対象はイラク派兵に反対する集会などの主催者団体、自衛隊の行動について情報公開請求をした人物、団体であった。また、公安調査庁は、本来破壊活動防止法によって、暴力で日本を転覆させようとする団体を調査するためにあるはずだが、沖縄基地反対団体、原発反対団体、日本ペンクラブ、イラク派兵に反対する団体、年金改悪に反対する団体、消費税値上げ反対団体、アムネスティ等、政府の悪政に反対する団体の動向を調査している。中身によって取り締まれないから、口実をつけて取り締まろうとしているのである。これは明らかに基本的人権の侵害である。日弁連は公安調査庁に対して、調査の中止と情報を開示して削除する旨の警告を発したが、改善される様子がない。

ではこういう動きとどう闘うのか。

06年、国連に安全保障理事会、経済社会理事会とならんで人権理事会ができた。 日本はその47理事国のひとつである。また、日本は市民的政治的権利に関する国際 規約(自由権規約)に批准している。

08年10月に日本に対する人権理事会の審査がある。日弁連として6事件に対して、「政治的内容を含むビラを配布するという行為は基本的に自由であるとの立場に立ち、警察による逮捕は自由権規約を侵している」とのレポートを提出している。おそらく、審査で認められるだろう。

日本は憲法で締結した条約は誠実に守ることを表明しているので、この自由権規約 も誠実に守られねばならないはずだが、この6事件が裁判で負けるのは、裁判官の不 勉強としか言いようがない。

しかし、最近、婚外児と嫡出児の差別をなくすこと、アイヌが先住民であることが 認められた。これらは、自由権規約ではすでに認められていることである。また、韓 国、フィリピンが批准している個人通報制度に、日本はまだ批准していないが、日本 政府は受け入れるよう要請されている。これに批准すれば、たとえ最高裁で負けたとしても、その不当性を個人が国連に訴えることができる。

たとえ国内の現状がすすんでいないとしても、国際社会の風は吹いている。(CN)

言論表現6事件とは......

大石事件 03年4月 戸別訪問 「公選法違反」

立川反戦ビラ弾圧事件 04年2月 自衛官宿舎でイラク戦争反対ビラ配布 「住居侵入」 堀越国公法弾圧事件 04年3月 休日に社保庁職員がしんぶん赤旗配布 「国公法違反」 板橋高校事件 04年3月 都立高校卒業式前、教員OBが保護者に「君が代」強制について 説明 「威力業務妨害」

葛飾マンションビラ弾圧事件 04年12月 マンション共用部でビラ配布 「住居侵入」 世田谷国公法弾圧事件 05年9月 厚労省職員が休日にしんぶん赤旗を配布 「住居侵入・国公法違反」





#### お郷ことばで憲法9条

話ししていかんかいな。
話ししていかんかいな。
はその国と真面目にちゃんといっちょも持たん、いっちょも持たん、ようけな大砲や爆弾こっしゃえへんし、ようけな大砲や爆弾こっしゃえへんし、よその国をがいにおどしよる軍隊や、せえへんため、ぜったい、もう戦争はあかん、ぜったい、

『9条カレンダー』より、6月

パレスティナ・ガザ地区、ラファ(2004.05.19. 撮影:ヨハネス・アーベリング) この写真が撮られた数分後、この群衆の上に、戦車砲とミサイルが撃ち込まれた。

#### 6~8月の予定

6月15日(日)**第1回分会代表者会議** 10:30~ 遺族会館

22日(日)「『次期学習指導要領』って」学習会13:30~ 中央労働センター

7月 5日(土) **支部大会** 13:30~ 高教組会館

6日(日)母親大会 9:30~ 神戸文化ホール等

19日(土)未来の教育運動をひらく組合講座 10:30~ 高教組会館 8月21~24 みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい 京都市内

25・26日 **高年部総会** 13:30~ シーパル須磨

#### 「イラクでの空自の活動は憲法9条1項に違反する」

# 名古屋高裁判決を生かそう!

学習会「海外派兵恒久化法」とは -



今年、4月17日,名古屋高裁にて航空自衛隊のイラクでの活動を「違憲」とする判決が出され、この判決は確定判決となりました。 この画期的な判決は、裁判官の良心に基づくものですが、それだけではありませんでした。イラク派兵については国内12の裁判所(札幌地裁では自民党の「タカ派」の箕輪登元衆議院議員が原告に。名古屋地裁では、インターネットで募った3000人以上が原告団として)で提訴さ

れ,「名古屋だけでなく11の全部の共同である。全国のイラク派兵に反対する人々の世論である」(内藤氏)。 遡れば,砂川裁判以来の積み重ねの上で出されたものでした。

6月4日に婦人会館での講師内藤功弁護士は,1954年、自衛隊の結成の年に弁護士を始められ,砂川・恵庭・長沼・百里の裁判を担当した弁護士で,今回の12カ所提訴でも法廷には出ませんでしたが,すべてに関わってこられました。その要旨を紹介します。

### 平和的生存権は理念ではない

判決の重要点は三点。一点目は,「自衛隊の空輸活動は「武力の行使」である。憲法9条1項に違反する」としたこと。公判中,国は,イラクでの実態を全く述べず,空輸されているものについても一切説明しないでいた。それに対して,毎日の新聞やインターネットでの記事を証拠として文書で提出する。しかも法廷で一枚一枚を読み上げる・・・イラクでどういう人が毎日死んでいるのか・・・国はこれらの証拠に対して「(反証は)ありません」のみ。さらに,自衛隊機が空輸しているものについては,「情報公開法」に基づいて開示。2例(国連職員・医療機器)以外はすべてが黒塗りで公開。そこで他はすべて武装兵員としてグラフ化し野党が国会で質問すると,「大半が多国籍軍」との答弁が出され,これも証拠として提出した。結果,判決文中にもかなり詳細にイラクでの多国籍軍の戦闘活動が述べられ「現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であることを考慮すれば,・・・少なくとも多国籍軍の武装兵員を,戦闘地域であるバグダッドへ空輸するものについては,他国による武力行為と一体化」として「憲法9条1項に違反する」と裁判所は断定しました。

二点目は、「**平和的生存権は戦争準備、戦争の恐怖、戦争協力の強制から生命自由を守る**」とこの権利を認めたことです。これまで国(=法務省)の見解は「平和的生存権は理想であって権利ではない」としてきたことを否定して、権利として認めたことです。「現代社会において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立しえない・・・全ての基本的人権の基礎にあってその共有を可能ならしめる基底的権利・・・単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」として「憲法9条に違反する戦争行為への荷担・協力を強制される場合においては、差止請求や損害賠償が請求できる」としています。

三点目は、裁判官が人間のことばで語り「平和憲法下での国民としての共感」をもって

原告に接してきたことです。

今回の判決を出すにあたって,裁判官の良心に何度も訴えてきた「作戦」がありました。 長沼ナイキ第一審判決を出した福島重雄元裁判官が,判決(1973.9.7)後30年目に,「自 衛隊がこうなったのは裁判所の怠慢」と発言し,何度も名古屋高裁では原告側弁護団がこ のことばを繰り返し,「裁判官が憲法問題で逃げないように」と訴えたこと、名古屋地裁 の街頭で1ヶ月ビラの配布や訴えを繰り返したこと、結審(1/30)後,最後まで違憲判決 を書いてくれるように葉書などを送り続けたなどの活動があります。

## 現在進む「海外派兵策動」

空輸が"軍事行動と一体"として「違憲」とした今,海自のインド洋での給油はさらに明確ではないでしょうか。とりわけ「イラク攻撃に向かう米軍航空母艦に併走して給油する自衛隊給油艦と護衛艦の写真」が新聞に掲載(左に新聞を示す内藤弁護士)されました。また,「恒久化法」の検討案のなか,石場防衛相は「掃討作戦、臨検作戦」を地上でも行えるものとして発言しています。この2点は"軍事行動と一体"としており,仮に法令案化して国会審議に出された時,内閣法制局はどう答弁するのでしょうか,疑問です。

国内で米軍基地の再編が進んでいます。市街地での武器を携帯した兵士の行軍なども計画され、これは「平和的生存権」と矛盾しないでしょうか。2004.2.9、10.29、2006.5.1、2007.5.1 と4回日米の外務・防衛の大臣次官4人が協議し、岩国・横須賀・相模原に米軍を移設することを共同発表しました。これらは、国会にかけてもいません。

基地で米軍と共同訓練が行われています。訓練にあたり統合幕僚長は「いまや戦時である。諸君(自衛隊員)は,武装集団の原点に立て」と訓示しています。栃木では「諸君の命は俺が預かった」と発言した連隊長がいました。国内は平和ですが,もはや基地内では戦時のようです。米国では,これは世界のテロリズムと戦うために「グローバルでロングウォー」をすると上下両院で国防長官が説明しています(2006.2.6)。これに自衛隊が呼応しているからだと思われます。

海外派兵を恒久化すれば,日本の自衛隊は米軍と一体となって,"テロリスト"と戦うため,逆テロリストの標的となる日本は,ミサイル防衛等をいっそう強化するでしょう。その為に税金が使われ,それで利益を得るのは,軍需産業だけではないでしょうか。山田洋行は,業界20位の企業でした。1・2位の企業が何もしていないのでしょうか。

### 「海外派兵恒久化法」「憲法改悪」も法案化される前に

昨年の参議院選挙と今回の違憲判決で,簡単に「海外派兵恒久化法」は出せなくなって います。また,憲法「改悪」のための国民投票法は可決されましたが,その前段となる憲 法審査会は,まだ国会内に設置される見通しがありません。これまで,法案が出されて闘

(要旨の文責TM)

